

都 市 計 画 課

1 都市計画管理事務 予算科目（款・項・目）40・15・05 [決算書309～311ページ]

都市の健全な発展と秩序ある整備を図るため、調布市都市計画マスタープラン（以下「マスタープラン」という。）に沿った都市計画の決定及び変更手続等を行うとともに、街づくりの上位関連計画の策定等の事務を行うもの

(1) 都市計画審議会

ア 概要 都市計画に関する事項について調査・審議を行い、関係行政機関に対して意見を述べるもの

イ 委員構成 市民（2人）、学識経験者（5人）、市議会議員（5人）、関係行政機関の職員（4人）をもって組織 男12人、女4人

回	開催日	内容及び結果
第1回	令和5年5月9日	<ul style="list-style-type: none"> ・付議（原案のとおり議決） 第1号 調布都市計画地区計画京王多摩川駅周辺地区地区計画の決定について 第2号 調布都市計画用途地域の変更について 第3号 調布都市計画高度地区の変更について 第4号 調布都市計画防火地域及び準防火地域の変更について ・報告 第1号 調布市都市計画マスタープラン・立地適正化計画について
第2回	令和5年8月18日	<ul style="list-style-type: none"> ・諮問（原案のとおり了承） 第1号 調布市都市計画マスタープラン・立地適正化計画（案）について
第3回	令和5年10月2日	<ul style="list-style-type: none"> ・付議（原案のとおり議決） 第1号 調布都市計画生産緑地地区の変更について ・諮問（原案のとおり了承） 第1号 特定生産緑地の変更について ・報告 第1号 調布市用途地域等に関する指定方針・指定基準について
第4回	令和5年12月21日	<ul style="list-style-type: none"> ・付議（原案のとおり議決） 第1号 調布都市計画生産緑地地区の変更について ・諮問（原案のとおり了承） 第1号 調布市用途地域等に関する指定方針及び指定基準の改定について
第5回	令和6年2月6日	<ul style="list-style-type: none"> ・付議（原案のとおり議決） 第1号 調布都市計画用途地域の変更について 第2号 調布都市計画高度地区の変更について 第3号 調布都市計画防火地域及び準防火地域の変更について ・報告 第1号 調布駅周辺地区の街づくりについて 第2号 つつじヶ丘駅・柴崎駅周辺地区まちづくり方針について

(2) 景観審議会

ア 概要 良好な景観形成を推進するため、市長の諮問に応じ、景観法に基づく届出や調布市景観条例に基づく事前協議に対し、指導又は助言等を行うもの

イ 委員構成 市民（2人）、学識経験者（5人）、市内で活動する市民団体又は関係団体が

推薦する者（3人）をもって組織 男5人，女5人

回	開催日	内容
第1回	令和5年10月11日	1 景観計画の運用状況について 2 景観計画の見直しに向けて
第2回	令和6年2月20日	1 景観まちづくりの取組について 2 景観計画の改定について

(3) 景観法に基づく届出等に関すること

調布市景観計画に定める景観形成方針や景観形成基準などを定め、一定規模以上の建築物の建築等を実施する際は、景観法に基づく届出や調布市景観条例に基づく事前協議を行い、必要に応じて助言・指導等を行うもの

- ア 景観法に基づく届出及び通知 38件（届出：33件，通知：5件）
- イ 景観条例に基づく事前協議 22件
- ウ 景観法に基づく完了届 31件

(4) 景観アドバイザー

市長からの相談に応じ、景観法に基づく届出や調布市景観条例に基づく事前協議に対し、専門的な見地から意見を述べ、又は助言を行うもの

令和5年度は、景観アドバイザー相談を9回行った。

(5) 景観計画等検討調査業務

ア 景観計画の見直し検討

調布市景観計画（平成26年2月策定）について、計画策定後の社会情勢やまちづくりの動向及び調布市基本計画やマスタープラン（令和5年8月策定）等の上位関連計画を踏まえ、改定に向けた調査検討を行った。

イ 景観まちづくりの取組

市民の参加と協働の下、市の景観形成に関する課題及び将来像について検討することにより、市の景観施策の推進の一助とし、もって良好な景観形成に資するため、平成27年度に「調布市景観まちづくり市民検討会」を設置し、市民参加の景観学習を実施している。令和5年度は、これまで調査・検討してきた「駅の景観」について、冊子としてとりまとめを実施した。

回	開催日	内容	参加者数 (人)
第1回	令和5年10月20日	検討会の振り返り，進め方の確認	12
第2回	令和5年11月10日	編集会議（冊子案の検討，意見交換）	9
第3回	令和5年12月8日	編集会議（冊子案の検討，意見交換）	9
第4回	令和6年2月9日	冊子完成報告，大学連携の活動報告	10

(6) 公共サインに関すること

調布市公共サイン整備方針及び調布市公共サイン整備ガイドラインに基づき、各地域の特性に応じた整備計画を策定し、外国人を含む利用者の立場に立った分かりやすく親しみやすい公共サイン整備を推進するとともに、適切な維持管理を図っている。

また、ユニバーサルデザインに配慮した公共サインの整備を推進するとともに、整備後の公共サインの維持管理を確立するため、庁内に「調布市公共サイン連絡協議会」を置き、公共サインの整備の推進や維持管理についての検討・調整に取り組んでいる。

令和5年度は、調布市中心市街地公共サイン整備計画（調布駅／第2期）について、調布市公共サイン連絡協議会を開催し調査検討を行い、令和6年3月に策定した。

(7) 都市計画マスタープラン等に関すること

マスタープランは、都市計画法第18条の2の規定により市の都市計画（まちづくり）分野の最上位計画として平成10年6月策定、以後変化のあった社会経済情勢やまちづくりの動向などを踏まえ、平成26年9月に改定を実施し、令和4年度に目標年次を迎えた。

令和5年度は、都市計画審議会への報告や調布市都市計画マスタープラン策定検討委員会で検討を進め、都市計画審議会に諮問し答申を受け、8月に調布市都市計画マスタープラン・立地適正化計画を策定した。

(8) 生産緑地地区に関すること

生産緑地の持つ緑地機能や防災機能等の多面的機能に着目し、都市農地の計画的な保全及び活用を図るため、新たに生産緑地地区を指定するもの

なお、公共施設等の設置又は買取り申出に伴う行為制限の解除により、生産緑地の機能を維持することが困難となった生産緑地については、生産緑地地区から除外した。

また、令和5年に指定から30年を迎える生産緑地について、農政課へ特定生産緑地としての指定申請があったものに関して、19地区（約1,74ha）を指定した。

生産緑地地区（令和6年1月1日告示）

年 度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
地 区 数 (地区)	418	416	420	415	400
面 積 (h a)	115.63	112.70	111.73	109.95	106.89

(9) 開発事業に関すること

調布市ほっとするふるさとをはぐくむ街づくり条例（以下「街づくり条例」という。）に基づき良好な開発事業への誘導を行うため、開発事業者に対し、必要な助言及び指導を行うもの

ア 土地取引行為の届出 2件

イ 大規模開発事業の土地利用構想の届出 2件

ウ 開発行為及び建築物の建築等に関すること

(ア) 連絡協議会開催 11回

※ 年12回のうち1回休会（案件なし）

(イ) 協定締結件数 36件

(ウ) 同意書発行件数 27件

(エ) 街づくり協力金 7件 147,350,000円

(10) 用途地域に関すること

平成16年に東京都が用途地域等の一斉見直しを行って以降、地区計画に伴う変更を行うとともに、平成29年には地形地物の変化に伴う即時的な見直しを実施した。東京都の令和6年度に向けた区域区分の一括変更に合わせた用途地域等の見直しを行う。

令和5年度は、用途地域等の変更について、令和5年12月に都市計画法第17条に基づく手続を実施し、令和6年2月の都市計画審議会に付議した。また、マスタープランの策定を受けて、令和5年12月に用途地域等に関する指定方針及び指定基準を見直した。

2 街づくり支援事務 予算科目（款・項・目）40・15・05〔決算書311ページ〕

街づくり条例に基づき住民発意の街づくりを推進するため、街づくり活動に対する支援を行うもの

(1) 街づくり審査会

ア 概要 街づくり条例に定める手続を公平・透明に運用するため、市長の諮問等に応じ、街

づくり協議会の認定に係る事項及び大規模土地取引行為に対する助言に係る事項等について、調査審議するもの

イ 委員構成 法律（1人）、都市計画（1人）、建築（1人）、環境（1人）、行政（1人）
の分野の有識者をもって組織 男4人・女1人

ウ 街づくり審査会の開催

回	開催日	内容
第1回	令和5年6月1日	・諮問 第1号 令和5年度第1号の大規模土地取引行為の届出に対する調布市の助言について ・報告 第1号 街づくり活動の状況について
第2回	令和5年10月13日	・諮問 第1号 令和5年度第2号の大規模土地取引行為の届出に対する調布市の助言について ・報告 第1号 街づくり活動の状況について
第3回	令和5年12月22日	・諮問 第1号 街づくり推進地区（東部地区）の指定について 第2号 柴崎駅と周辺街づくり協議会の認定について ・報告 第1号 大規模土地取引行為届出物件の動向について
第4回	令和6年3月29日	・諮問 第1号 調布市北部地区まちづくり協議会の認定について ・報告 第1号 つつじヶ丘駅・柴崎駅周辺地区まちづくり方針について

(2) 街づくり協議会等に対する助成金交付等

ア 街づくり協議会等への助成金交付 2団体

(ア) 街づくり協議会 1団体（西調布駅周辺整備街づくり協議会）

(イ) 街づくり準備会 1団体（調布市北部地区まちづくり推進準備会）

イ 街づくり協議会等への専門家派遣 なし

(3) 街づくりに関する相談及び情報の提供等

住民発意の街づくりに対する勉強会等の支援

団体名及び区分		延べ回数(回)
西調布駅周辺整備街づくり協議会	協議会	3
深大寺通り街づくり協議会	協議会	0
多摩川住宅【街づくり（地区計画）協議会】	協議会	6
柴崎駅と周辺街づくり協議会	協議会	2
柴崎駅と周辺改善街づくり準備会	準備会	2
調布市北部地区まちづくり推進準備会	準備会	11
つつじヶ丘まちづくり準備会	準備会	3

3 地区整備事業

予算科目（款・項・目）40・15・05〔決算書311ページ〕

地区の特性にふさわしい良好な街なみを創出するため、地区レベルでの規制・誘導策を検討し、地区計画制度を活用した街づくりの実現を図るもの

(1) 西調布駅周辺地区

西調布駅周辺地区は、地区内に老朽化木造住宅が密集している地域があり、道路等の都市基盤施設が不足していることが課題となっていたことから、住民発意で街づくりの検討を行うた

め、街づくり条例に基づき、平成18年8月に街づくり協議会の認定をした。平成19年4月に地元検討成果である「街づくり提案」が市長に提出され、翌年3月には、「西調布駅周辺地区街づくり整備方針」を作成した。その後、平成22年6月には、「街づくり提案」を踏まえ、地区計画の都市計画決定を行った。

令和5年度は、地域課題の解決に向け、駅南側の地区整備計画の検討を行った。

街づくり協議会区域（約15.0ha）

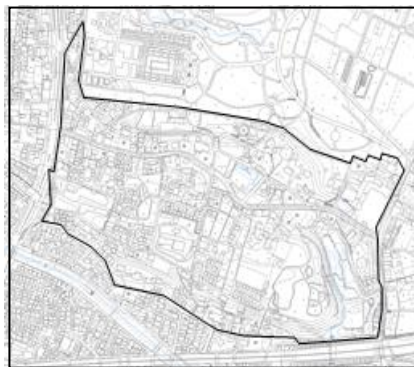


(2) 深大寺地区

深大寺地区は、地区にふさわしい土地利用の誘導と緑の保全等について検討を進めるとともに、深大寺地区街なみ整備基本計画に基づき、歩行者の安全・安心の確保と回遊性を高めながら風情ある街なみ景観の維持・保全を図るなど、魅力向上に取り組んでいる。平成19年から地域の歴史的風情を残した環境を残すため、「深大寺通り街づくり協議会」が街づくり活動を進めており、平成24年には「深大寺通り周辺地区街づくり協定」を締結するなど、活発な街づくり活動が行われている。

令和5年度は、深大寺白鳳院の建設に伴う周辺環境整備の検討について、深大寺や関係機関等と協議・調整を進めるとともに、市道C5号線（深大寺通り）の整備工事に向けて、詳細設計を進めた。

街づくり協議会区域（約33.0ha）

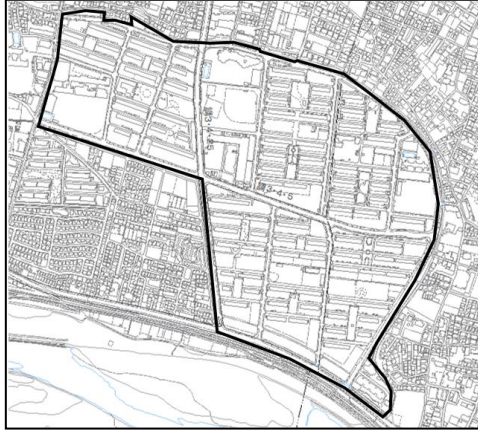


(3) 多摩川住宅地区

多摩川住宅は、調布市及び狛江市域にまたがる約48.9haの区域で都市計画法第11条に規定される一団地の住宅施設として、昭和39年に都市計画決定した。建設から50年余が経過する中で、建物の老朽化に伴う防災性の低下や高齢化により、地区のにぎわいや活力の低下が課題となってきたことから、多様な世代による魅力ある街への再生に向け、平成29年9月に一団地の住宅施設を廃止し、地区計画の都市計画決定を行った。

令和5年度は、商業施設棟周辺道路バリアフリー化工事に向け、設計を行った。また、協議会の定例役員会等に参加し、必要な助言や情報提供等を行った。

街づくり協議会区域（約48.9ha）



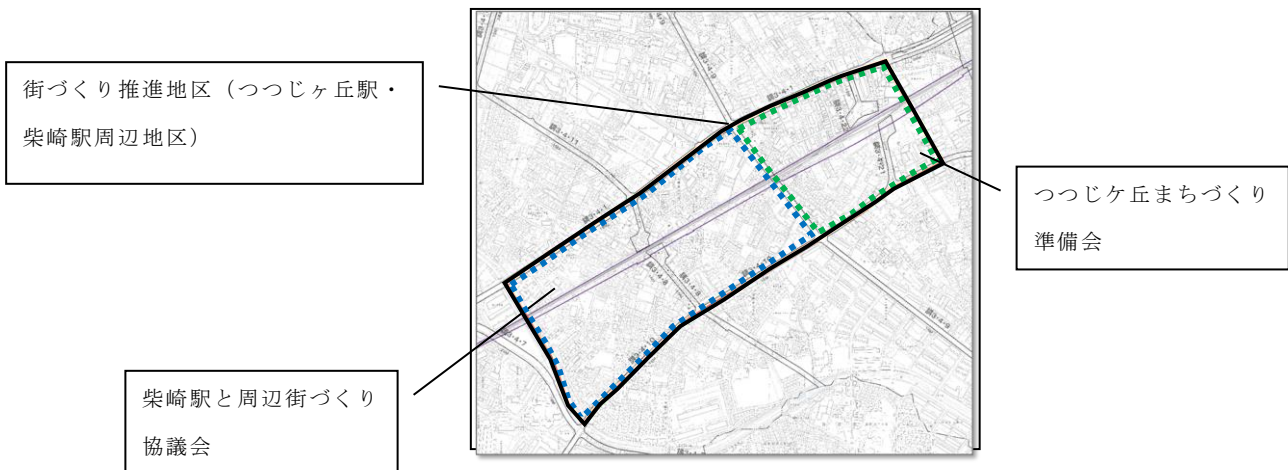
(4) つつじヶ丘駅及び柴崎駅周辺地区

柴崎駅周辺は、歩行者と自動車・自転車などが混在する駅周辺道路や開かずの踏切が地域住民の日常生活における大きな課題であることから、駅周辺地区の一体的な街づくりの検討を行うため、「柴崎駅と周辺改善街づくり準備会」を街づくり条例に基づく街づくり準備会として、平成24年6月に認定した。その後、まちづくりの機運が高まり、街づくり条例に基づく「柴崎駅と周辺街づくり協議会」を令和6年1月に認定した。

つつじヶ丘駅周辺は、令和3年度から地域住民と意見交換を重ね、「つつじヶ丘まちづくり準備会」を街づくり条例に基づく街づくり準備会として、令和5年10月に認定した。

また、令和5年度は、つつじヶ丘駅・柴崎駅周辺地区を街づくり条例に基づく「街づくり推進地区（つつじヶ丘駅・柴崎駅周辺地区）」に指定した。併せて、都市計画マスタープラン・立地適正化計画に定めるまちの将来像を実現するため、「つつじヶ丘駅・柴崎駅周辺地区まちづくり方針」を令和6年3月に策定した。

計画検討対象区域（約58.9ha）

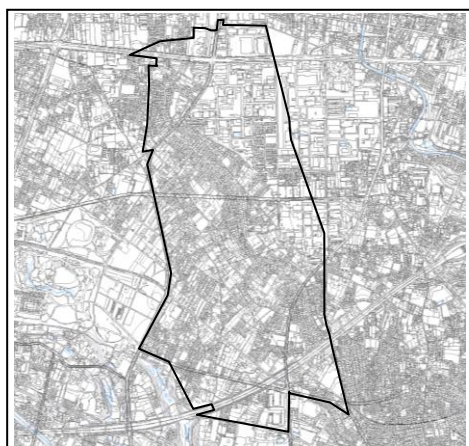


(5) 調布市北部地区

平成29年から、住民発意の街づくり活動を継続していたことから、街づくり条例に基づき、令和2年12月に街づくり準備会の認定を行った。

令和5年度は、令和2年に取りまとめた調布市北部地区まちづくり方針を更新し、土地利用・交通・農地の各テーマに基づき街づくりについて検討を進め、12月には準備会の活動を地域に周知するためのマルシェを開催した。

また、準備会が進める街づくり検討に対して、必要な助言と情報提供等の支援を行い、令和6年3月には協議会への移行について調布市街づくり審査会に諮問し認定した。



(6) 京王多摩川駅周辺地区

令和元年5月から、京王電鉄株式会社、地元住民及び市の三者による懇談会や勉強会を実施し、京王多摩川駅周辺の将来像を見据えたまちづくりについて検討を行った。同年11月には京王電鉄株式会社から、地元住民等との検討結果を踏まえて作成した「京王多摩川駅周辺地区まちづくり計画」が市長に提出された。提案を踏まえた市のまちづくりの検討案を作成・公表、検討案を基に地域のまちづくりのルールである地区計画の検討を進め、まちづくり懇談会を開催し、地域住民への説明と意見交換を行った。その後、都市計画手続きを進め、令和5年5月に地区計画等の都市計画決定を行った。

(7) 調布駅周辺地区

市の行政・文化・コミュニティの中心地である調布駅周辺地区において、都市基盤整備の進捗や刻々と変化する社会動向などを踏まえ、今後の調布駅周辺地区の将来像やまちづくりの方針を示す「（仮称）調布駅周辺地区街づくりビジョン」の検討を行った。

令和5年度は、「（仮称）調布駅周辺地区街づくりビジョン」の策定に向けて関係権利者へのヒアリングや関係機関との協議を実施し、「（仮称）調布駅周辺地区街づくりビジョン（検討骨子）」を作成した。併せて、地区整備計画案の作成のため、都市計画道路調布3・4・28号線沿道について調査・検討を行った。

(8) 緑ヶ丘2丁目地区

調布市東部に位置する緑ヶ丘2丁目地区において、今後の建替事業として、都市計画道路調布3・4・17号線の西側に立地する都営仙川アパート各棟の解体及び当該地区における新たな団地の建設が見込まれていることから、平成17年度に決定した同地区の地区計画の変更を行うための調査検討を実施した。

(9) 「映画のまち調布」の推進に向けた土地利用方針

「映画のまち調布」として市の魅力を高めていくためには、「映画のまち調布」を支える映画・映像関連事業所の維持・誘導を進めていく必要があるが、用途地域等の土地利用規制によって映画・映像関連事業所の施設更新による維持や機能拡大が課題となっている。これらの課題に対応するため、調布市総合計画やマスタープランにおいて位置付けた施策等を具体化し、映画のまち調布の推進に向けた土地利用の考え方や都市空間の将来像、土地利用制度等の活用に向けた技術的な手法や手順を示すことを目的として、令和6年3月に「映画のまち調布」の推進に向けた土地利用方針を策定した。

飛田給3丁目地区においては、土地区画整理組合設立準備会により、都市農地の保全と将来の土地利用の増進を主たる目的とした土地区画整理事業に向けた検討が進められているもの

京王多摩川駅周辺地区においては、京王電鉄株式会社を施行者とした個人施行により、公共施設の整備や駅前の商業拠点にふさわしい土地利用への転換を図るため、土地区画整理事業に向けた検討が進められているもの

(1) 飛田給3丁目地区

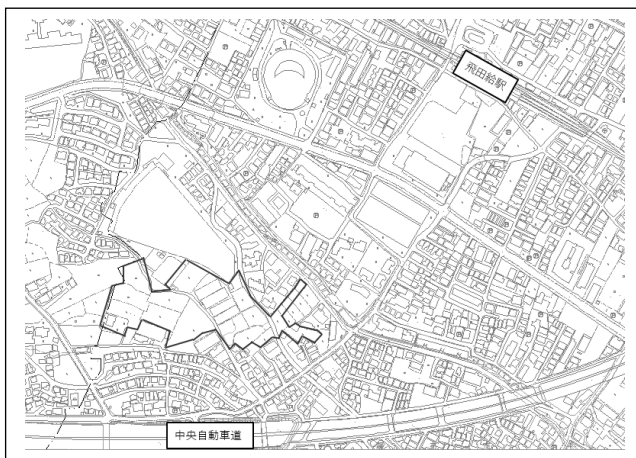
平成30年度に「調布市飛田給3丁目土地区画整理組合設立準備会」が結成され、組合設立、仮換地指定に向けて準備を行っている。令和5年度は、事業認可申請に向けて、権利者交渉や地区区域の再検討、関係機関協議等が進められたことから、必要な協議・支援を行った。

ア 概要

(ア) 地区面積 約1.9ha

(イ) 権利者数 22人

(ウ) 位置図



(2) 京王多摩川駅周辺地区

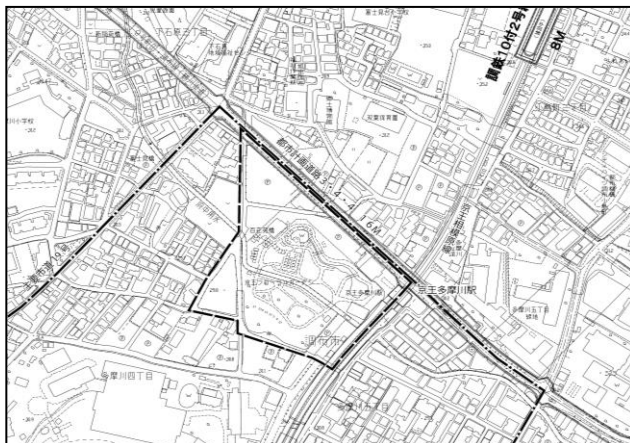
令和元年11月、京王電鉄株式会社から市長に提出された「京王多摩川駅周辺地区まちづくり計画」に基づき、京王電鉄株式会社により、土地区画整理事業による駅前商業拠点整備の検討が進められてきた。令和5年度は、事業認可申請に向けた関係機関協議等が進められ、令和6年2月に「京王多摩川駅周辺地区土地区画整理事業」施行認可申請書が東京都へ提出され、同年3月に施行認可された。

ア 概要

(ア) 地区面積 約2.8ha

(イ) 権利者数 4人

(ウ) 位置図



5 市街地再開発事業 予算科目(款・項・目)40・15・08 [決算書315ページ]

調布駅周辺地区は、駅前の基盤が未整備で、既存建物の老朽化が目立ち、防災上にも問題があるため、これらの課題を解消し、駅前にふさわしい適切な土地利用を図る建築物や公共施設を整備する市街地再開発事業の施行者に対し、指導、監督及び補助金の交付を行うもの

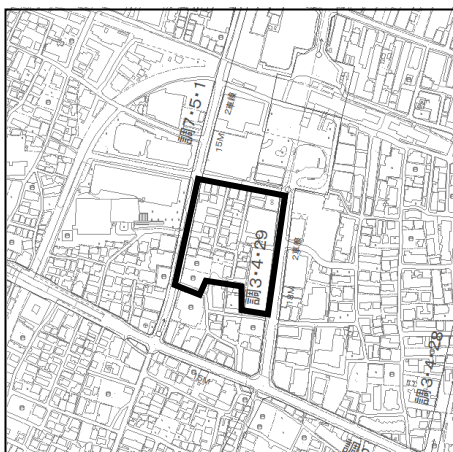
(1) 調布駅南口中央地区

老朽化した建物の更新に合わせて、活気とにぎわいのある商業・業務地区の形成に向け、令和3年4月に、市街地再開発準備組合が設立された。

準備組合が進める市街地再開発事業の手法で街づくりの実現を目指す検討に対し、活動支援を行った。

ア 概要

- (ア) 名称 調布駅南口中央地区市街地再開発準備組合
- (イ) 活動区域面積 約1.9ha
- (ウ) 組合員数 55人
- (エ) 活動区域図



イ 経緯

- 平成26年8月 街づくり協議会の認定
- 平成28年5月 「街づくり提案」が市長に提出される
- 令和3年4月 調布駅南口中央地区市街地再開発準備組合設立

ウ 令和5年度業務内容

- (ア) 調布駅南口中央地区市街地再開発準備組合の活動支援
- (イ) 調布駅南口中央地区市街地再開発準備組合に対する補助金交付

6 証明及び認定

都市計画において定められた用途地域等の各種証明や町名地番改正に伴う証明事務を行うもの

(1) 都市計画証明等

- ア 用途地域に関する証明受付件数 40件
- イ 都市計画施設に関する証明受付件数 11件
- ウ その他の諸証明受付件数 3件
- エ 都市計画道路位置図 162件
- オ 都市計画情報図 773件

(2) 優良住宅、優良宅地等の認定

- ア 優良住宅認定申請件数 0件
- イ 優良宅地認定申請件数 0件

(3) 町名地番改正証明

町名地番整理事業の完了による新町名地番について、旧町名地番と対照する証明書を16件交付した。

7 優良建築物等整備事業に関すること

市街地環境の整備改善及び良好な市街地住宅の供給等を促進するため、優良な建築物等の整備を行う事業に対し、費用の一部助成を行うもの

優良建築物等整備事業に関する申請件数 0件

8 各種届出事務

総合的かつ計画的な国土の利用を図るため、土地取引行為の届出に係る事務を行うとともに、地区整備計画で定められた制限内容の実効性を確保するため、建築物の建築等の行為に係る届出事務等を行うもの

(1) 国土利用計画法に関すること

2,000平方メートル以上の土地取引等における契約締結後の届出を4件受理し、東京都に送付した。

(2) 地区計画に関すること

地区整備計画区域内の建築行為等に関する届出を13件(届出8件・変更届出3件・任意届出2件)受理し、審査を行った。

(3) 工場立地法に関すること

工場の立地が、環境の保全を図りつつ適正に行われるよう、一定規模を超える工場を新設又は変更する場合の届出事務を行うもの

令和5年度は届出なし

9 墓地等の経営許可に関すること

墓地、納骨堂又は火葬場(以下「墓地等」という。)の経営の許可等について、墓地等の経営の適正化及び墓地等と周辺環境との調和を図り、もって公衆衛生その他公共の福祉の確保に寄与するため、墓地等の経営許可等に関する事務を行うもの

(1) 経営許可 1件

(2) 変更許可 0件

(3) 廃止 1件